

## 平成30年第3回大衡村議会定例会会議録 第2号

---

平成30年9月5日（水曜日） 午前10時開議

---

### 出席議員（12名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
9番 高橋 浩之	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

---

### 欠席議員（なし）

10番 遠藤 昌一

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

---

### 議事日程（第2号）

平成30年9月5日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 同意第 2号 大衡村教育委員会教育長の任命について

## 第 4 同意 第3号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）と同じ

---

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。遠藤昌一議員、届け出欠席であります。

定足数に達しますので、これより平成30年第3回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

ここで、村長より発言を求められておりますので発言を許します。村長。自席で結構です。

村長（萩原達雄君） 自席で結構ですか。はい。

それでは、議長のお許しをいただきましたのでお話をさせていただきます。

昨日の冒頭の招集挨拶の中での交通事故の関係で誤解を招くような発言があったというご指摘を一部受けておりますので、そのことについてその部分を撤回させていただくものでありますので、よろしくおねがいを申し上げます。以上であります。

議長（細川運一君） ただいまの村長の申し出のとおり、村長の発言の真意はあるとしても、誤解を招く可能性がある発言の部分について発言の取り消しの申し出がございましたので、その部分について発言を取り消すことにご異議ございませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、村長の申し出のとおり処理させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番文屋裕男君、7番小川宗寿君を指名いたします。

---

## 日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

通告順に発言を許します。

5番、山路澄雄君、登壇願います。

[11番 山路澄雄君 登壇]

11番（山路澄雄君） 皆さん、おはようございます。

通告順位5番の山路澄雄であります。私は件名の1、中学校テニスコートと大衡庭球コートの今後の整備計画はという内容で質問いたします。

内容は、村民、特に中学生の保護者より強い要望のあるテニスコートの整備計画をどのように進めているか。このテニスコートの件につきましては6月の第2回定例会において小川ひろみ議員が一般質問をなさっております。時間間もないわけでございますが、大変住民の方々、父兄の方々から強い要望があるので私も質問に立ったわけでございます。

大衡村庭球コート、テニスコートですが、正式名には大衡村庭球コートとなっていますからそのように呼ばせていただきます。の劣化状況をどのように認識しているのか。当然認識なさっているとそのように感じておりますが、その認識の度合いをお伺いします。

3番目として、多数の部員が所属する中学校テニス部の練習に中学校のテニスコートは対応できているかと質問いたします。以上、3点でございます。

件名の2として、放射能汚染物質（牧草）のすき込みについて村民の十分な納得及び理解を得ないで事業を推進するのはなぜかということで村長にお聞きしたいと思います。

1つは汚染牧草のすき込みに要する事業費の詳細を聞くと書いておりますが、この事業の全体図を事業費に関連してその全体像をお聞きしたいと思います。

2、すき込みの場所、周辺住民及び耕作者、他自治体の理解を得られたのかという質問でございます。一部は大崎市に所在する牧草地にそれをすき込むということでございますので、この他の自治体との関連、どのように調整なさっているかをお聞きします。

3として、他市町の動静、取り組みをどのように認識しているのか。他の市町では住民説明会を行い市及び町の町有地、町有牧草地、公有地にすき込んで、その結果を得てから本格的なすき込みに入るということが各種報道で報道されておりますが、この他の市町の動きをどのように理解しておられるかをお聞きします。

以上、2つの質問を通告しております。あとは自席でお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 皆さんおはようございます。

山路澄雄議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まずもって、中学校のテニスコートの件につきましては、教育長より答弁をさせますけれども、2点目の放射能汚染物質のすき込みについてということで答弁をさせていただきたいと思います。

放射能汚染物質（牧草）のすき込みについて、村民の十分な納得を得ないで事業を推進するのはなぜかとのご質問であります。

その中の1点目の汚染牧草のすき込みに要する事業費の詳細についてということではありますが、この件につきましては前処理作業として人力によるラップ剥ぎ取り作業が83万4,000円、破碎作業として大型破碎機の使用料、破碎機運転管理、仮囲い及び敷設板投入作業、かき上げ作業、重機運転工及び破碎機改装費合わせて1,052万1,200円であります。運搬作業として2トンダンプが57万7,000円、すき込み作業としてマニアスプレッダーによる散布、トラクタープラウによるすき込み、トラクターハローによる整地、合わせて130万7,000円、播種作業として施肥、肥料を含む施肥であります。施肥と播種、これは種も含みます。及びトラクターハローによる沈圧にかかる費用、これが147万8,000円、管理工として計量器及び計量器設置と土木一般世話役といいますか人件費と合わせて155万円、そのほかに共通仮設費、現場管理費、一般管理費を合わせて合計総額で合計で2,076万円、消費税を含めると事業費合計では2,242万800円となっております。

次に、2点目のすき込み場所周辺住民及び耕作者、他自治体の理解を得られたのかとのご質問でありますが、すき込み予定箇所周辺住民等への個別の説明会は実施しておりませんが、まずもって議会に対して説明をした上で、その後、区長会議による区長への説明、そして全地区を対象とした事業実施に係る説明会を実施したところであり、参加者からの質問としてはすき込みをすることによる農作物への影響や健康への影響及び国の基準についてのものがありました。牧草についてはそもそもよそから持ってくるものではなくもともとすき込みを行う草地から収穫した牧草を当該草地に還元するものであり、また、原発事故後その周辺の農地を含め村内一円が同じように汚染されましたが、他の水田等においても事故後除染処理等をしなくても作物の汚染レベルが基準以下となっていることを説明し、理解していただいたものと考えております。

また、国の基準についての質問につきましては、放射能の強さを示す指定基準である8,000ベクレルと人体への影響を表す基準である0.23マイクロシーベルトについては国において十分に検討された結果の基準であり、国際的な機関からも評価されているものであり、村内の放射能レベルや空間放射線量の数値は基準を相当地回っており、健康への影響については心配には及ばないものであること、また、すき込みの作業についても放射能汚染防御服等の装備も不要で、通常工事等と同様にヘルメット着用等の安全対策のみで実施できる範囲のものであることを説明し、その上でご理解をいただいたところであります。

次に、3点目の他市町の動静、取り組みをどのように認識しているかとの質問ですが、まず、処分方法について焼却処分なのか農地還元処理なのか、農地還元処理の場合発生農地への還元化、堆肥化などにより発生農地以外への還元なのかにより分けて考える必要があります。焼却処分については保管場所から焼却施設への移動及び焼却灰の最終処分地での処分となり、もとの汚染された農地以外での処分となるため、最終的な処分地の周辺住民等への説明が必要であるとの認識でもあります。また、堆肥化で発生農地以外での処分となる場合については、堆肥化施設周辺住民や堆肥を利用することになる農家等に対する説明についても必要性を否定するものではありません。農地へのすき込み処理による処分を予定している他市町において、実証実験を行っているところもありますが、還元する農地が決まっていないため国及び県の農地還元の基準の確認を行っているものであり、その測定結果についてはいずれも問題のないものとなっております。本村におきましては汚染牧草ロールの所有者からその発生した草地への還元を了承いただいているものであり、事故後草地の除染作業を行った、あるいは今後行う予定の畜産農家の作業と同じものとの認識であります。なお、環境省の放射性物質汚染廃棄物処理事業を、これは正式には農林業系廃棄物の処理加速化事業といいますが、それを活用して事業を実施しておりますが、8,000ベクレル以下の牧草ロールは廃棄物となる場合は一般廃棄物として処理することとなります。本村で一時保管している牧草ロールは発生草地に還元するための資材として有効利用するものもあり、廃棄物には該当しないものであります。

いずれにいたしましても、東日本大震災による福島原発事故から既に7年5ヶ月が経過しておりますので、汚染牧草の処分を早く完了し、関係農家の皆様が通常の営農ができるよう事業進捗を図ってまいりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、答弁をいたしました。中学校テニスコートについては教育長から答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 教育長、登壇願います。

[教育長 庄子明宏君 登壇]

教育長（庄子明宏君） おはようございます。

第1問目の中学校テニスコートと大衡村庭球コートの今後の整備計画はについてお答えいたします。

1件目の中学校テニスコートと村民テニスコートの今後の整備計画はとのご質問についてお答えいたします。1点目の村民、特に中学生の保護者より強い要望のあるテニスコートの整備計画をどのように進めているのかというご質問ですが、大衡村庭球コート、いわゆる村民テニスコートは昭和54年に整備し、ことしで39年目を迎える施設であります。さきの第2回定例会において、小川ひろみ議員の質問にもお答えさせていただきましたが、こーとの整備につきましては国道4号の拡幅工事にあわせて整備が必要であると認識しております。国道4号の拡幅計画では、コートの一部と駐車場が道路用地となるような案が示されているところであります、今後本格的な調査測量が進められますので、現時点では国土交通省仙台河川国道事務所から詳細はまだ示されていない状況にあります。今後、具体的な計画が示された上で村として整備の検討を行うこととしておりますが、その際には利用者や保護者等のご意見や要望にも配慮しながらより多くの方々にご利用いただける施設となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

2点目のテニスコートの劣化状況をどのように認識しているかとのご質問ですが、整備後38年を経過している施設であり、補修等を実施してからも年数が経過し老朽化が著しいことは職員から報告を受けておりますし、私自身も現地を確認しております。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、国道4号の拡幅工事にあわせて整備する計画のため、改修工事等を見合ってきた経緯があります。なお、通常に支障が出ている部分については応急の部分補修を行いながら当面は使用せざるを得ないと考えております。

次に、第3点目の多数の部員が所属する中学校テニス部の練習に中学校テニスコートは対応できているのかとのご質問ですが、中学校のテニス部員は今年度1年生から3年生まで合わせて男子が10名、女子が22名で活動を行っております。現在、3年生が引退しておりますのでテニスコート2面で問題なく練習できているものと思っております。部員が今より多い年度もありましたが、コートで直接ボールを打つだけが練習ではなく、筋力トレーニングやランニング等を入れるなど練習メニューを工夫し、男女で協力し合いながらこれまで成果を上げてまいりました。なお、テニスコート自体は平成元年に全天候性クレ

一コートとして整備し、平成28年3月にコートのクレー舗装の改修工事を行っております。その際、周りのフェンスにつきましては予算の関係もあり破損個所の補修程度にとどまつておりますが、他の個所についても老朽化が目立っておりますので生徒が安全に気持ちよく練習できるよう、他施設の改修とあわせて計画的に整備を行いたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 通告の順番どおり、テニスコートの問題から取り上げたいと思います。

このテニスコートの問題については、6月定例会小川ひろみ議員が取り上げて教育長より答弁をいただいているわけでございますが、その後も住民の方々、父兄の方より強い要望がある現状でございます。まずもって、ご報告申し上げます。

教育長の答弁ですが、6月と全く同じであります変化がないんですが、国道4号線の拡幅工事にあわせて整備が必要と答弁がなされていますが、中学生の利用、利便性に十分配慮し多くの人々に利用される施設となるよう検討を進めていくと述べていますが、たった3カ月ではございますが、検討は始まっているんでしょうか。どうでしょうか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 2点目のテニスコートの劣化状況をどのように認識しているかというところで最後のほうにお話ししましたけれども、通常の使用に支障が出ている部分については4月より準備しております、当面の部分補修を行いたいと考えております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 部分補修もまだ始まっていないんですね。考えているということですから。村民庭球コート、テニスコートとは正式には言わないんですね。村民庭球コート、国道拡幅に従っての影響を受けて現状のままではあそこ使用できないということはほぼ確定しているわけでございますが、コートの現状、劣化、亀裂、クラック等も入っているのは平成23年3月11日の東日本大震災により損傷を受けたわけでございますが、それから7年以上過ぎているわけでございまして、その間、住民の方々、父兄の方々は非常に不満を募らせていましたわけでございます。拡幅工事、ほぼ測量も終了しきちんと青写真ができる時期ではないかとそのように考えますが、村長はあの場所の拡幅計画はどのようにになっているか、情報入っていませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 国道4号線の絡みだと理解しますけれども、国道4号線の拡幅計画の図面

というものの概略の図面はでき上がっていると認識をしております。その中で、今テニスコートにどの程度かかるのかといった場合に、コートのそのものにはかからないような、私が見た範囲ではかからないかもしませんが、コートといつてもプレーするのにいろいろなスペースが要るわけでありますから、その辺について狭隘になってくるのかなという感じはしております。が、これも正式に国交省から確定の説明をまだ受けておりませんので、その辺で私どもも迷っているところもあることをご了解、ご了承願いたいと思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 父兄の方々、住民の方々はコートはほとんど利用できないんだと言う。大人はできたとしても子供たちに非常にけが等に不安があるので利用できない。そういうことで、この際国道拡幅が具体化してくるので早急に何らかの方向性を見出してほしいとそういう要望が強いわけでございまして、その中で具体的に場所をどうなさいますかということをお聞きしたいんですけども、利用する父兄の方々、住民の方々の中には多目的グラウンドも一つの候補ではないかと。その他、中学校周辺の敷地もあるかと思いますが、国道4号拡幅となりますとあそこまで渡る中学生が渡って部活動に使うことは非常に交通事情の上からも危険性もあるわけでございますから、新しい村民庭球コートを候補地を検討なさって速やかに多分補償金等が入ったらそれも活用しながら新しいコートをつくるという考えがあってもいいのではないかと思うのですが、教育長、どうですか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 現在のところ、3カ所ほど教育委員会としては挙げておりますけれども、前回の議会等がありましたので、でお話ししましたように、中学生が使う回数が多いということなので中学校に近い位置でということを中心に考えております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 父兄の方々、住民の方々もそのように希望なさっているようですから、さまざま利用している団体もございますでしょうから多目的運動公園も含めて候補地の選定を速やかに行っていただきたいと思うわけでございます。現在の30年の当初は男女合わせて32名の部員がいたわけでございますね、中学校テニス部の部員。それが総体終了後中体連終了後減ったということですが、まだまだテニス部は人気あるクラブでございます。今後も新年度にはまた新しい生徒がふえてくると思うんですよ。今の現状の施設はどうしても嫌われる要素があるのではないかとそのように思うんですが、まず第1点は中

学校のテニスコートです。現状をまだまだ使えると教育長はおっしゃいますが、運動会でも私見ましたが、あのコート、黒いコートですか。縦につながっているんですね。縦に並んでいる。利用価値も非常に少ないと思うんですよ。テニスコートは並行であって両サイドに審判員がつくという状況が一番いいと思うんですが、現状のコートでいいと思ってますか、教育長。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 理想をお話しだすれば切りがないと思うんですけれども、現状では十分にできると思っております。ただ、先ほどお話ししましたけれども、フェンスにつきましてはまだまだ壊れてところが多くなってきましたので、今後またほかの修繕場所も検討しながら改修していきたいと思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） トランクの西側の脇にテニスコートあるんですが、コーナーが非常に狭く感じるんです。それで、速やかに別な場所へ移す。移すというより村民庭球コートと一緒に合体してそれを利用していくという発想はないんでございましょうかね。いかがですか。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今のところはそこまで考えておりません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長に伺います。なかなか教育長というのは予算の権限もないようですから答弁できないのですか。村長、住民の要求があるんですよ。多目的運動公園、それからほかの場所と教育長も言っていますよ、二、三カ所探している、見当をつけていると。速やかに子供たちのために、それから父兄のために。これは中学生だけの問題ではなく庭球愛好会、テニス愛好会も村に存在しています。人数が小学生2人、中学生18人、一般の指導者1人、その他お世話役三、四人の大人の方が入っているそうですけれども、そういう方々もいらっしゃるんです。ですから、ひとつ今後の庭球コートのあり方を考えていかなけばならないと思いますが、村長、どうですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね。全くそのとおりではないかなと私も思っております。用地に入る前にまずもって今のテニスの指導なり何なりのことをちょっと申し上げますと、指導といっても中学校の部活での指導ではなく、実はトヨタ自動車東日本の軟式庭球部が全国大会に出場されまして、これは常連として毎年行かれておりまして、その部長といいます

かプレーヤーの伊藤さんという方が毎年来られましてお話をお聞きする機会あるわけであります、中学校に行って指導もしても、今でもしてもらっているんですけども、そういうことをもっともっとしてもらってもいいなということを私なりにも思っておるところであります。したがいまして、その場所の今のコートが移転しなければならないというのであれば場所については教育長答弁のとおり二、三カ所目星はつけてあります。どこだと言われても今それを言うと情報がひとり歩きするわけでありますから、しかし、中学校から離れたところも一つの候補にも入っておりますけれども、教育長の考えのとおり、中学生が使う頻度が高いのだというのであれば中学校の周辺に移転が必要であればそこに移転するのが一番ベターなのかなと思っている次第であります。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　ひとつ教育長と村長で相談しながら、これは大衡の青少年のため、それからスポーツ人口増加のためにご努力いただきたいと思うわけでございます。

次に質問を変えます。移ります。第2の質問ですが、汚染物質、汚染廃棄物の処理について村長よりトップで答弁いただきましたが、この問題、平成30年、ことしの7月10日に全員協議会で初めて議会は村長より伺ったわけでございます、その内容について。7月11日、次の日が区長会議でそこでそれも概要を区長会議で報告する。ところが、問題点は7月10日、同じ全員協議会と同じ日に汚染牧草の裁断、破断、粉碎のための入札を実施するということで非常に驚きましたが、10日に全員協議会で初めて説明、それから11日に区長会議、戻って10日に業者選定の入札実施ということですが、このようななぜ忙しい説明が十分な行き渡ったと私は感じていないんですけども、その中でなぜ7月10日に業者選定のための入札を実施したのか伺います。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　汚染牧草のすき込みでありますけれども、他自治体で既に実績を積んでおられます。そして、そこから発生した牧草についても何ら放射性物質が基準以上のものが不検出という実績も各方面から寄せられているところであります、したがいまして、大衡村で実証実験をするまでではないという私の判断のもとに行ったところであります、それもそういったデータを全部そろえておりまして皆様方に説明をしたということあります。説明してからデータを集めたとかそういうことではありませんので、十分に皆さんのが疑念、疑問に耐えられる資料を用意しながら説明会をした。そして、皆さんからご理解をいただいたという認識でございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 他の自治体の実績を参考にしたと答弁がありましたが、不検出、検出されなかったとデータがあるのでそういうふうに速やかに実施したということですが、不検出のデータ、どの町のどの市の住所地、さまざま試験等やっていますが、どこのデータを参考にしたか全部私の前に提出してください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 担当の課長よりご説明をしたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 他町での実証実験、こちらについての情報につきましてはまず色麻町、南三陸町、大崎市、登米市、そういったところでそういういろいろ実証実験、すき込みだけではなくいろいろ実証実験をしてございます。その中でも登米市についてはその検証結果をホームページ上にも搭載してございまして、そちらの結果などを参考にさせていただいているということでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 今挙げられました他市町のデータ、口頭だけでは私信用できないんですよ。それでは登米市の場合、データを公表しているからいいとそのような勝手な解釈では私納得できないんですよ。きちんと資料を出してください。村長が答弁したんですから。データをそろえてやったんだと。担当課長、ちゃんと責任あるんですからデータをすぐ提出してください。議長、お図り。ちゃんと提出するようにお図りください。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 答弁書の結果について詳細がございますので、そちらについてはすぐご提供できると思います。（「書面で出してください、書面で」の声あり）

議長（細川運一君） 今ですか。産業振興課長、時間的にはどのくらいかかりますか。

産業振興課長（齋藤 浩君） 何部。1部、全員に。

議長（細川運一君） ここで暫時休憩をいたします。

資料が調うまでの暫時休憩でございますので、着座の上お待ちください。

午前10時44分 休憩

---

午前10時55分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 登米市の報道発表資料が配付されたわけでございますが、登米市では国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構というところへ検査を依頼したそうですが……。

議長（細川運一君） 山路議員、マイク近づけてください。

11番（山路澄雄君） その検査のどのような手法で行ったのか詳細を大衡村では確認していますか。どのような手法でやったか。サンプルもサンプル9個ほど載せていますが、どのような試験を行ってどのような結果を出たか詳細を理解しているのであればご報告願います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 詳細といいますと、まるっきり問い合わせをしたわけではございませんけれども、放射能レベルの測定についてはシンチレーションスペクトロメーターというのとゲルマニウム半導体の測定器というのがございまして、そういうのを使つてセシウム134と147、そういうものの濃度を検出するという方法をとりますので、同じようにその濃度測定についてはそういう機械を使つながらそれを依頼して公表したと捉えてございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 憶測や推測で答弁しないでください。きちんと登米市が行った検査をその結果を登米市に確認してそれを使ってよいかと大衡村で。そういう手続何もしてないんですね。課長、いいんですかそれで。そういうふうにやるんだということですよ。きちんと現場立ち会つたわけないし、検査結果の詳細も何もないんですよ。マスコミ発表だけで。私は到底こういう内容の参考資料とかそういうものは信用できません。なぜ大衡村で予備試験なさらなかつたんですか。どうですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この件については、先ほども私の答弁でお話をさせていただきました。その場所から出たものを場所に返す、これが基本であります。この基本を着実に忠実に踏襲して実施しております。それはどういうことなのかといった場合に、その場所から出たものを返すですから、牧草地を天地返ししてやつた記憶ありますよね。議員、ありますよね。昔、震災直後です。そうですか、畜産農家の方々のご協力によって牧草地を全部天地返ししたんです。それは東電から当然補償いただいて、そしてその牧草から出てきたものは何ともないということに今なつてゐるわけです、ます。自然界にももちろんのレベル

の部分は別として、そしてさらには議員も農業者でありますからだと私は認識していますから、例えば自分が耕作されているご自分で耕作されている草地はあるかどうか知りませんけれども、田んぼについてはわらをそのまますき込んでそのまま水田として活用されて、そして生産物を販売されているわけであります。ですから、その理屈なんですよ。出てきたところに返して、それを土中に天地返しをしてやるということですから、何ら問題といいますかそういったものは議員ご心配されているような問題はないのではないかのかなというのが一つの私の持論であります。ただ、それだけでは世の中通りませんので、ですから、ほかの地区の例を参考にさせていただきましたとこういうお話をしているわけでありますので、先日その牧草を保管している方にちょうど偶然ですが会いました。今順調に進んでいますと、もうすぐ終了、今ちょうど半ばぐらいの、50%ぐらいの進捗率で進んでいますよ、非常にありがたいですというそういった感謝の言葉もいただいたところであります。ですので、そういうことも紹介しておきたいと思います。以上です。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この萩原村長持論の水稻では何ら影響なかった、だから同じようなものだとそういう持論でございますが、お互いぶつかっていてもなかなか平行線のままですので村長の答弁を議事録を精査して専門家の意見も伺ってみたいと思ってこれから考えをまとめてみたいと思います。

関係農家に平成29年9月20日に及び平成30年2月14日にこの処理の方針、処理方法について説明をして内諾を得たということですが、議会の全員協議会には7月10日、かなり遅い時期です。区長会にも次の日、そして10日には業者選定の入札、議会軽視とか住民代表の区長も軽視されて、住民軽視、議会軽視、そう思いませんか、村長。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その日程につきましては、ですから、先ほども申し上げました。いろいろなデータをそろえながら、データといいますか事例も検証のバックデータもそろえた上で皆様方にご報告をする必要があります。地権者なり何なりの皆さん方から内諾を得ないで議会に諮る、あるいは区長会に諮る、相談するということは逆にないのではないか。ですから、当該関係者の方からまずもってそういった内諾をとって、そしてそれから議会に諮る、諮るといいますか相談した。そして、区長会に相談した。その手順については私は間違っている手順ではないんだろうと思いますので、議員の考え方もちょっと。先ほど申し上げました私の持論、だからこれは私の持論ですが、それを補完するために他市町

の他のデータを参考にさせていただいたとこういう話していますから、私の持論だけで突っ走ったということではございませんので、ご理解を新たにしていただきたいと思います。以上です。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　昨年の2月に関係の農家の方に説明して、2月にはもう説明して内諾を得ていたということですから、非常に議会議員として不満の残るところであります。他の自治体では大郷もですけれども、広大な町有地にすき込んでそれで住民にもきちんと説明した。了解を得て事業を進めるとそういう考え方だった。それから加美町しかり、色麻しかり、大崎しかりです。大崎は鳴子の上のほうの牧草地に保管しているんですが、その隣接地でそれをほぐしてそれを散布するというそういう事業を進めていますが、他の自治体はきちんと住民説明をなさっています。それからマスコミ発表もしています。大衡村は何もしていない。村長の持論は情報公開、村民に開かれた村政ということを村長掲げていたと思うんですが、これはほとんど住民不公開ですね。情報の不公開。大変ひどいですね、このあり方。ほかの市のデータがあればいいのではないかとか甚だ担当課もですけれども、やり方がずさん、誠意がないとそのように申し上げておきます。

住民の方々の説明にも何もないんですが、裁断する場所、予算でも説明あったようです。裁断、それから運搬、どのような方法でなさっていますか。裁断の場所、それから運搬の方法をお聞きしたいと思います。それからまたします。

議長（細川運一君）　一問一答でございます。

産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君）　まず、裁断の場所につきましては現在一時保管をしてございます場所、大森地区でございますけれども、そちらに仮囲いをしましてそちらで大型機械で裁断を行っているというものでございます。すき込み場所への運搬につきましては、2トントラックのあおりの高いものといいますかそういうものを使いまして、運搬を実施しているというものでございます。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　大瓜字原沢、それから三本木、大崎市内の対象地への運搬ですが、きちんと安全を確認されているんですか、これ。その運搬車両は借り上げですか、各農家の所有ですか。どうですか。

議長（細川運一君）　産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 畜産農家所有の通常その運搬に使っている2トントラックということでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） きちんとシート等で覆っていないような感じですが、確認なさっていますか。また、ルートはどのように選定しました。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） シートにつきましては、粉碎したものを見ていただくとわかるんですけれども、含水量がちょっと多いという形で飛散するような状況ではないということです、今のところでシートをかけたという報告は受けてございませんが、これから粉碎する部分について若干乾燥しているといいますかそういったものがありそうだということなので、そういうときについては飛散防止という形をするというお話を聞いてございます。また、ルートにつきましてはそれぞれの草地、そういったものについては通常の村道県道国道、そういったものを通るという形になってございまして、当然学校周辺とか住宅の密集地とかそういうところに草地があるわけではございませんので、そういうところは避けるといいますか当然そういったところは通らないで搬送するというルートになってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村道等使用するわけでございますが、児童生徒の通学にその2トントラックがすれ違うというケースもありますよね。そういう周知徹底は学校関係、地元に周知徹底なさいましたか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 学校側ということではなく、運搬する側にそういうところについての気をつけるということでは指導といいますか、してございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この問題、スタートからボタンのかけ違いがあつてほとんど住民の理解を得ることなく事業化したわけです。出足は早いんですよ。去年から始まっているんですから。大体議会に7月10日ということないんですよね。全員協議会で報告、それからまずもう1つ確認しておきます。すき込み牧草地の隣接に他の市町から出てきて耕作している方がいます。野菜農家、それから豆農家、その方々にきちんとこういう事業を進めますと説明なさいましたか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 個別の説明ということは行ってございません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 個別の説明が基本ではないんですか。回覧板も何も回らないですから。そういう大事な点をなぜ省く、省略するんですか。全く誠意のない対応ですね、このやり方は。それから1反歩当たり2トンの散布を行うわけですが、これは現在ある堆肥を混合させてもよろしいわけですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 堆肥の混合は行ってございませんので、破碎したものだけで散布をしてございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） その辺も後からきちんと確認したいと思います。

それから三本木町の草地がございますね。その草地、大衡の住民の方が所有している牧草地ですが、農地ですが、これは自治体としては大崎市の自治体に入るわけですね。大崎市にこういう事業をスタートさせますという通告なさいましたか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 大崎市に直接の通報というのはしてございません。ただ、汚染牧草が出た際にそもそも三本木地区内の草地で収穫されて保管されていたものでございましたが、その処理については属人主義で行ってくださいということになってございまして、属人ということで今回の処理についてもその草地に還元するという考え方でご。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 牧草がとれた場所にきちんと返すという意味でしきりけれども、これは他の自治体に対しても非常に失礼なことだと思うんですよ。ほかの自治体、住民の方々できちんとこの問題に非常に神経質になって対応しているんですよ。特に三本木などは焼却場がありますから、非常に反対運動の強いところです。そういう地域性も考えない。全く通報しなかったんですね、確認しますけれども。通報しなかったんですね、大崎市に。したのならしたで、その相手先。しなかったかしたかでいいです。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） しておりません。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を11時20分といたします。

午前11時13分 休憩

---

午前11時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順6番、佐藤 貢君。登壇願います。

[2番 佐藤 貢君 登壇]

2番（佐藤 貢君） 私は2件通告していますので、通告に従い一問一答で質問をいたします。

1件目は、村内における太陽光発電について質問いたします。

国では再生可能エネルギーの1つとして太陽光発電の普及を目的とした固定価格買い取り制度を2012年から始めています。この制度は電力会社に一定の価格で買い取ることを義務づけた制度であり、年度ごとに決められた価格によってその後10年、あるいは20年間わたくて電力会社が買い取らなければならないという制度であり、この制度の開始以降、家庭用太陽光パネル以外の10キロワット以上の太陽光発電、そして1,000キロワット以上のメガソーラーを含めた売電を目的とした事業用の太陽光発電施設の開発が急速に増加しております。ただ、その反面、造成された発電施設は景観、自然環境への影響や土砂災害リスクの増大などの問題が指摘されているのも事実であります。本村においても、主に企業が運営する売電事業の太陽光発電施設の建設がふえてきております。当初は農家の方が農地や休耕地を利活用し売電することで少しでも収入の足しになればということでエネルギー兼業農家が主流でしたが、最近では企業による大型開発が進み、用地確保のため山林などを造成しての発電施設に変わってきております。本村においても今後いろいろな課題が出てくる可能性があると思いますが、村としての対応策をお聞きしたいと思います。

1点目として、事業者から太陽光発電設置の許可申請があった場合、村としてはどこまで指導、助言できるものなのかお聞きします。

2点目として、山林などの森林伐採や造成による林地開発はどこで許可し、その範囲はどこまで認めるのか。

3点目として、近年台風による大雨の被害が西日本を中心に発生しておりますが、最近では山形県の最上地方などが豪雨による甚大な被害も出ております。県内においても、県北部を中心に土砂災害などの被害が発生しているようでございます。このように、森林伐採されることにより洪水、土砂流出などの自然災害の危険性が予測されるが、その対応はどうなのか。また、環境整備としての維持管理対策は十分なのか。

4点目として、制度改正による買い取り価格の引き下げや今後買い取り期間が満期となつた場合、あるいは事業者の都合などで太陽光パネルがそのまま放置される状態が続けば村としても地域にとっても危惧する問題だと思いますが、村としてはどのように認識しているのか。村長の考えをお伺いいたします。

次に、2件目として空き家対策について質問いたします。

平成27年第4回定例会において空き家問題に対する取り組みについて一般質問しましたが、その後、どのように進展しているのかをお聞きします。

1点目として、本村における空き家実態調査は進められているのか。また、その実態はどうなのか。

2点目として、空き家対策条例を制定すべきと前回質問しましたが、その後、どのように検討されているのか。

3点目として、本村においても近い将来空き家が間違いなくふえることが予想されますが、今後村としての取り組みはどうなのか。この3点について、村長の考えを問うものであります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　佐藤　貢議員の一般質問にお答えをいたします。

村の太陽光発電施設についてただすという件名でありますが、まずその1点目の太陽光発電施設設置の許可申請があった場合、村はどこまで関与できるのかという質問であります。太陽光発電施設の設置については電気事業法の規制と電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく固定価格買い取り制度における国の認定によって管理されています。また、村の開発指導要綱では無秩序な開発を防ぐために開発事業を行うものに対し協力と負担を要請しております。均衡ある地域形成と公共施設等の整備促進を図り、村の健全な発展を期すことを目的として開発事業者は開発計画の内容全般について事前協議することとなっております。村では審査を行った結果、問題がないと判断した場合は条件を付して同意をし、開発協定を締結することになります。なお、県が所管する開発許可は都市計画法第4条第12項に定める開発行為として主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形成の変更、区画の変更です。あるいは、形状の変更、性質の変更を行う場合に許可を要するものとなっており、土地に自立して設置する太陽光発電設備については設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入ら

ないものであって、かつ架台下の空間を住居、物品の保管等の用途に供しないものについては建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当しないということになっておることから、開発許可申請の対象外となっているということです。

村開発指導要綱においても土地の区画形成の変更を行わない太陽光発電設備の設置については、村の開発指導要綱には該当しないことになりますが、該当外のケースにつきましても状況に応じて地域との共生が図られるよう、周辺環境に適正な配慮について協力を求めているところです。

次に、2点目の山林等の造成による開発行為はどこまで認めるのかとの質問ですが、森林法第5条の規定による地域森林計画の対象民有林については土石の採掘や林地以外への転用など土地の形質の変更を行うことによって1ヘクタールを超えて開発する場合は県への林地開発許可の申請が必要となります。なお、公正な手段での開発や違反行為があった場合は森林法に基づき中止命令や復旧命令の監督処分を受け、処分に従わない場合は罰則が適用されます。

次に、3点目の洪水、土砂流出等の自然災害や環境保全などの対策は充分なのかとの質問ですが、開発面積が1ヘクタールを超える場合は宮城県防災調整池設置指導要綱に基づく協議が必要となります。県の指導のもと、防災調整池の設置など洪水調整や土砂の流出等の災害防止対策が必要となります。村といたしましても、開発指導要綱に基づきのり面保護や排水対策について指導を行い、災害防止に努めておるところでございます。

次に、4点目の買い取り価格の下落による事業者の倒産が増加しており社会問題となっているが、村としてどう考えているのかというご質問であります。平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が導入され、太陽光発電関連市場は急速に拡大しましたが、企業の市場参入が相次ぎ、事業者の乱立やたび重なる買収価格の引き下げなどで状況が変化したことにより、事業者の倒産が増加していることは村としても認識しております。事業者の倒産に伴う環境保全面での問題について、本当に議員ご指摘のとおり危惧しておりますけれども、企業経営面の関与までは村としてできかねるということから、村開発指導要綱に基づく対応までが現状となっているのが今の姿でございます。

次に、2件目の空き家対策についてのご質問であります。

まず、1点目の空き家実態調査の実施についてのご質問でありますが、平成29年度に住民情報や上下水道の利用、戸別受信機貸し出しの状況などをもとに調査を行った結果、空

き家に該当する建物が村内に約30件ほどありますが、その中には所有者の施設入所や仕事の関係等で一時的に住んでいない住宅等も含まれており、村内の空き家の現状、実態について本当に正確には把握し切れていない状況にあります。なお、本村においても数は少ないとはいえる空き家は発生している状況でありますので、今後実態調査を行いながら詳細の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の空き家条例の制定について、その後検討しているのかというご質問であります  
が、今年度空き家実態調査を行った上で利活用が可能な建物と取り壊しが必要な建物や、  
いわゆるごみ屋敷等が含まれる特定空き家対策について条例化についても段階的に検討し  
てまいりたいとこのように考えております。

3点目の空き家に対する村の取り組みについてのご質問であります  
が、今年度空き家実態調査を行い、空き家の件数や状況等を把握した上で空き家の所有者と空き家を利用した  
い方との橋渡しとなる空き家バンクの開設や、村内への移住希望者のニーズに応じて利活  
用が可能な建物について空き家を提供し、有効に活用する移住定住策についても検討して  
まいりたいとこのように考える次第でありますので、よろしくご理解をお願い申し上げま  
す。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） それでは、最初に太陽光発電施設について順に再質問していきたいと思  
います。

この開発指導要綱によりますと、切土・盛り土をする工事で開発面積が1,000平方メ  
ートル以上が開発事業ということなんですが、事業者から申請があった場合、事前協議と  
して今村長からの答弁にもありましたけれども、事前協議としてどういったことを協議さ  
れているのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほど申し上げたとおりではございますけれども、大衡村の開発指導要綱  
に明記されておるところであります。まずもって、開発事業を計画的かつ理想的に誘導す  
るとともに無秩序な開発を防ぐため、開発事業を行うものに対し協力と負担を要請し、協  
力と負担でありますから度数についてはいろいろあるんだろうと思います。均衡ある地域  
形成と公共施設等の整備促進を図ることにより、村の健全な発展を期すことを目的として  
やっているところであります。その切り・盛りの関係であります  
が、50センチメートル以  
内、切り・盛りがいずれも50センチメートル以内の部分では形状変更というくくりには入

らないということでありまして、それ以上のものを規制といいますかそういういた指導をすることになります。それから開発面積が1,000平方メートル以下であります。1,000平方メートル以上の規模の開発事業についてその指導をするということであります。

それから事前協議といたしましては、協議の申し出を受けまして村関係課への計画内容説明をしていただきて、内容を審査して、村の意見を付して同意という手順になっておりますので、その辺そういう手続によって進められてきたということであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 私聞きたかったのは、指導要綱の条文ではなく具体的に協議している内容を、具体的な内容をお聞きしたかったんですけれども、造成することによって排水路の設置、あるいはその末端処理、既設の排水路に接続をするということが出てくると思うんですけども、それから除草関係も含めてそういういた事前協議というものはどのようにされているのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃる意味はわかります、ある程度。のり面の保護とか、あるいはのり面の草刈り等々の指導要請なりを村でも強力にやつたらどうかという意味合いなのかなと今聞いたわけであります。そのようなことで村としては協力を要請するという目的の中にもあるわけでありますから、ぜひその協力を要請したいと思っております。

議長（細川運一君） 村長、担当課の説明は求めて。

村長（萩原達雄君） そうですね。詳細については担当よりお話をさせていただきます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） さっき村長答弁した内容でもって審査をするという内容になりますが、具体的には事前協議ということで開発予定者の方から事業計画書を出していただきます。その事業計画の中には資金計画でありますとか、当然開発する場所の位置図、平面図、土地利用計画図、排水等の計画、のり面保護、そういういた部分の詳細の計画図を出していただきます。そのほかに周辺の関係者の方々に状況を説明した内容である書面ですか、同意をいただいた場合にはその同意関係の書類、それと関係書類です。先ほど村長の答弁にありました防災調整池の設置関係であればそういういた県との協議内容、それと林地開発であれば林地開発の許可の状況、そういういた部分。あと、そのほか関係する法令等の手続があればそういういた手続が完了しているかという部分について書類を提出いただきまして、そういういた部分で排水の部分ですとかのり面の保護、文化財関係の保護、廃棄物の

処理、また揚水対策に対する対応、洪水対策等を審査させていただきますし、そのほか、工事中の事故防止の関係ですとか完了後の維持管理関係についてもどのような計画にされるかというのを確認させていただいて、同意をするという流れになっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） それでは、担当課にまた再度お聞きします。これは公共事業と違って開発事業ですのでまた違うんでしょうけれども、造成工事が完了した段階で担当課で検査といいますか終わった段階での確認というのはされているんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 担当課、都市建設課が窓口になりますけれども、都市建設課に加えまして関係する課の部分で、現地の完了検査ということで現地の確認をさせていただいております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 指導要綱にもありますけれども、開発事業者があらかじめ周辺地域の関係者に対しその計画内容を説明しなければならないという指導要綱にありますけれども、一部の事業者なんでしょうけれども、地元関係者、あるいは区長、そういった方に来ることは来るんですけども、地元の水利組合に水を流しますから承諾してくださいといった挨拶程度の説明ということで、何か手土産など持ってくるんでしょうけれども、それでいろいろ地元の人たちもいろいろなことを聞くと、役場のほうと協議していますからここではしませんみたいな話されるんですが、そういった指導というのは事業者に対してどのような指導をされているのか。地域のあれに対して、説明に対してどのような指導されているのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 関係者の方々に対しましては、事業計画の内容について説明をして、同意をいただくように指導はしておりますが、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、指導要綱上協力と負担という部分の内容になっておりまして、強い強制力というのがないのは現状ですが、村といたしましては地域の方々に対する災害防止ですかそういった不便をかけないようなところの趣旨という要綱上の趣旨は伝えまして、関係の方々に丁寧に説明をして同意をいただくようにということで指導をしている状況となっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 森林伐採ですか森林開発、林地開発ですか、それは県で許可するということなんでしょうけれども、その面積といいますか範囲はどこまで許可するものなのか。それは県で判断するものなのか、村で県に言うものなのか。その辺、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 林地開発関係につきましては、1ヘクタールを超える開発について県の申請必要で許可が必要という形になっておりまして、それを超える場合について県の指導を受けるという制度になっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） その面積に、例えば満たない場合、それは村で指導することなんでしょうけれども、村にも土地利用計画というのがあると思うんですけども、都市計画区域外であれば基本的にはどこでも申請があった場合許可するということなんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 都市計画区域内外かわらず、開発指導要綱は適用させていただいておりまして、申請があった場合必ず許可するというわけではなくて、申請があった内容について村として指導意見をつけさせていただいて、計画内容に不備等があれば計画の見直しをしていただいた上で、調った場合について同意をするという流れになっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） こういったものにもある程度規制がないと、極端に言いますと表現悪いですけれども、乱開発によって自然環境がなくなてもそれを規制するものがいいというのはちょっとおかしいなと思いますけれども、もう少し規制を厳しくするのもいいのかなと思うんですが、村長はどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 亂開発、そういうものがこのまま続くと村のいろいろな行政にも支障が出てくる場合があるのかなと私も危惧しているところであります。しかし、地権者といいますかもともとの土地の所有者の方々がそういった計画に業者の方がその地権者の方にお話をされて土地を貸してください、あるいは譲渡してくださいみたいな話で持ってきて、地権者の皆様方の土地利用イコール収入的なものももちろん出てくるんだろうと思います。そんな中で進められているものであります、村としても規制を厳しくしてというそ

ういった考えもあるうかと思いますが、どこまでそれをできるのか。ちょっとまだわかりませんけれども、いろいろな方策を今後検討してみたいとは思っているところであります。ただ、ちまたの情報によりますとそのソーラーの発電所を建設した業者が、業者の建設する業者がそこを完了した時点でまた第三者にそれを売却する、売却という手法が横行しているといいますか、があるんだそうであります。当初の開発をする業者の方に連絡してもそこにはもうないというそういうことも実際の事業者はまた別な人に譲っているというお話も聞いておりますので、非常に複雑な業界なのかなとも思っておりますので、なおそういうことを追跡しながら村としてもできる限りのことをしてまいりたいとは思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 私もその事業者が変わっていくというのは私も聞いてはいますけれども、それが現に起きているわけですから、村としては対応していくという話なんですが、それも現に起きているところがあるので、それは検討するというのではなくどのような対策を村長は今考えているのか、その辺お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まずもって、現在所有しておられる事業者の方に村として住民の皆さんがこういうことで生活の支障になっている、そういう事例を明記しましてその改善をまずもって促すということがまず第一歩なんだろうなとは思っております。そして、それを履行していただきて、本当に真摯に対応していただけるような良好な関係を住民との間で築いていってくださいというお話なのかなと。村としてはまずもって第一歩としてはそのようなことから始まらなければならないと思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 今土砂災害、あるいは環境整備、除草関係も今のところ別に問題はないようなんですが、ただ事業者が県内にいるわけでもないし、遠くでは東京、大阪、北海道などそういう事業者もあるようですけれども、緊急時の場合、その連絡体制というのはどのようにされているものなのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 開発の事前協議をいただいて同意を出す説明会等々の際にも、完了後の管理の計画については伺っておりまして、その際、有事の際、基本的には事業者の方で適切に管理していただくというのが前提ですが、こちらで異常を確認した場合につい

て有事の際連絡をさせていただく窓口というのはその都度確認をさせていただくようにはしておりますので、何かあった際にはそちらに連絡をするという確認をとっております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） わかりました。景観への影響、あるいは山林伐採による環境破壊といいますか、環境がダメージになるということで、これも全国的に課題となっているわけなんですが、メガソーラーなどの大規模な事業はある程度県か何かの規制が多分あると思うんですけども、1,000キロワット以下の普通の発電施設、そういったものがほとんど市町村単位でも規制がないのは事実なのかなと思いますけれども、この指導要綱のほかにも、この開発指導要綱というのもあるわけなんですが、このほかにもそれ以外の特記仕様書みたいな条例を規制する条例制定をする考えというのではないか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 条例制定という話ですが、そういったことが現実にいろいろな問題が今から発生されることも予想される、そんな時代になってまいりました。そういったことで、条例なり何なりがどういった条例の内容が必要になってくるのか。今現在としてはその精査はしておりませんけれども、今後そういったことであればそういった条例が制定できるのであればそれに合致したような条例の制定も視野に入れながら検討を加えていかなければならぬのかなとは思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 事例を挙げますと、県内ではないんですが、例えば神戸市、あちらのほうは大雨の災害ということで被害があつていろいろな太陽光パネルも被害があったようなんですけれども、この業者の条例といいますかその決まりが余り規制が余り緩いものですから、なかなか自然環境、災害、そういったものに対してなかなかまちの指導要綱、そういったもの以外にその以外のものについていろいろな問題が発生しているということで、神戸市のほうでもそれに向けて条例を制定したのではないでしようけれども、制定に向けた動きがされているようなんですけれども、これから本当にこの太陽光パネル、平たん地の場合はさほど問題はないと思うんですが、山などを削って斜面に設置する太陽光パネルなどは当然災害、そういった土砂災害等も発生してくるのは予知できますので、大衡村においても今のところ別に何も被害、そういったものがないかもしれません、今後のため指導要綱以外にも条例をつくるべきだと私は思いますが、その辺もう一度お願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員、今仰せになりました神戸市でしたか、では条例を制定している。しているかしていないか、まあそういったことで、そういう条例がどういうものなのかまずもって調べさせていただいて、そして大衡村にも合致できるのであればそういった条例、あるいは独自に大衡村としての考え方の条例、そういうものができるのであればそれはそれとして今後整備してまいりたいとそういう考え、前向きに考えていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 条例とまではいかなくとも、ある程度の規制が必要なのかなと思いますで、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、2019年ごろから買い取る期間が満期を迎えていく。今から設置してから10年、20年となってきているわけですから、当然それによって2017年でしたか、国で法改正がございました。それで売電価格も電力市場価格並みとなるということから電力会社の買い取り価格は、早い話、引き下げということも予想されるということなんでしょうねけれども、こういったことで事業所の経営悪化、そういったのも心配されると思うんですが、その辺先ほども聞いたかもしれませんけれども、その辺再度村長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 買い取り価格が年々下がってきてているということは事実だそうであります。この原因、要因といいますか、これにつきましては太陽光の発電パネルが安くなつたといいますか、技術革新によってパネルが安くなつたという話も聞いております。大衡村としては、非常に悩ましい問題もあるわけであります。太陽光パネルの生産会社もあるわけでありますて非常に悩ましい問題、これはあるわけであります。ぜひ高価格帯で維持していただければなとも思いますし、また設置する側から見れば安い、幾らでも安くなければいいなというのもあるんだろうと思いますが、そういった要因があるそうでありまして、その辺については私どもの力の及ぶところではございませんので、ただ、そういうことで本当に心配をしているということであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 村長の答弁でもありますように、企業経営面の関与まではできない。まさに私もそのように思います。ただ、要は万が一そのような状況になった場合にこの太陽光

パネル本体がそのまま現場に放置されるということが村にとっても迷惑なんでしょうけれども、地域にとって、その地域住民にとっては本当に一番の問題と心配しているところなんですよ。その辺の村長の考えといいますか、その考え方でなくともその思い、状況、そういういたものをどのように感じているのか。その辺お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　それは本当に将来に向かって大変心配事でもあります。その事例を全国的な事例を拝聴したところでありますが、早く言えば産業廃棄物になってしまふということではあります。一方で発電パネルがある限り発電をされている。事業はしていなくてもそれに住民が感電したり、あるいはというようなお話を聞いております。さらにはそれが本当に廃棄物でありますからどうやって処理をするかといつても、倒産して誰もいない。早い話、自治体でそれを始末するようなことになっては大変なことになりますので、そういうことにもぜひ目を向けていろいろな法整備なり、あるいはそういったことを国でも今からやるようありますから、そういったことを注視してまいりたいとこのように思っております。

議長（細川運一君）　　正午を迎えておりますけれども、佐藤　貢議員の一般質問が終わるまで会議を継続させていただきたいと思います。

佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　　事業者が優遇されているわけではないんでしょうけれども、事業者が保護されて地域の住民が迷惑をかぶる、迷惑ではなく被害をこうむるというのもどうなのかなと思いますけれども、今後の課題としてその対策を講じていただきたいなと思います。  
それでは、空き家対策についてお伺いいたします。先ほどの村長の答弁で30件ですか、村内に約30件ほどあるという話なんですが、その詳細についてはまだ正確には把握していないということなんですが、これまで最初当初の予定としては区長にお願いして調査をお願いするという話だったんですけども、これまで区長会議において空き家対策について話し合いがされているのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　区長に空き家の状況を調べていただいた経緯は確かにあります  
が、その中で先ほどお話ししたとおり空き家、あるいは準空き家といいますかそういったところが30件ほどあるという把握だけのみに、今のところはとどまっているという状況であります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 本年度中にその調査をしていくということなんですかけれども、これはその方法といいますかそれは区長会を通して区長たちからの情報を提供いただくということでおろしいんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 区長というわけでもないわけでありまして、もちろん担当課ございますからそういったことでいろいろと立ち入りといいますか、屋敷の周りぐらいに立ち、あるいは本人というか所有者からの許可等々もいただきながら調査をしてまいりたいと思っていはりますが、さらにはきのうのお話のとおりであったとおり、地域おこし協力隊の皆さんやら、皆さんといいますかそういった方々にも提供できるような、あるいは移住定住そういったものにも提供できるような物件、そういったものも、そういったいろいろな種類の空き家をぜひ集計してそして活用に向けて、あるいは活用できないものは村でもって処分ができるようなそういう仕組み、そういったものもぜひ設けられればいいのかなと思います。きのうの台風ででも空き家がつぶれたというそういったこと也有ったようです。ほかの県でありますけれども、吉岡においても何かいまだにパイプで厳重に倒壊しないようにしている空き家なんだそうです、あれも。ただ、どこで費用を出して解体するのかわからないのであえて倒壊しないようにしているんだそうであります。そういった事例もあるわけでありますから、その辺も考えてまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今調査の内容といふのでしょうか、そういった部分で村長が答弁したとおりでございますけれども、基本的には29年度、平成税情報ですとか上下水道の閉栓状況、あとはここに書いてあるとおり戸別受信機の貸し出し状況をもとに一応正確ではございませんが30数件、35件なんですけれども、そういった部分でのデータはございます。ですので、これをもとにこれ以降ふえている部分もあると思いますので、その部分も踏まえた上で職員が現地に出向くですか、あるいは区長等にも聞き取りも行うかもしれませんけれども、そういった部分で調査を行ってそれをデータベース化していきたいとは思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 今課長の答弁で区長にもお願いすることなんですが、平成27年に空き家対策特別措置法というのが施行されておりますけれども、この法律によって雑草が長

期間放置されたり老朽化したもの、適切な管理がされていないものなどの空き家を称しているようですが、そういった地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家は特定空き家と認定されているようですが、行政がその所有者等へ改善を求める助言や指導、勧告、命令等の措置も行うことができるという法律なんですが、こういった特定空き家について区長会議などでも区長にも周知することが必要なかなと思いますけれども、その辺どうなんでしょうかね。課長、お願ひします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）27年のときに区長にいわゆるそういう荒れ屋敷というんでしようか、ごみ屋敷というか、そういった部分の特定空き家というものはあるんでしょうかということでの問い合わせはした部分はありますけれども、そのときはないというご回答を得たんですが、それ以降2年ぐらい当然時も過ぎていますのでそういった問い合わせというか、当然我々でわからない部分も区の区長は御存じだと思いますので、そういった部分での問い合わせというのは必要になってくるんだろうなとは思っているところでございます。

議長（細川運一君）佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君）この特別措置法と自治体独自の私が空き家の条例をつくってはどうですかという質問していますけれどもこの条例、ダブるところもあると思うんですが、この条例制定についてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（細川運一君）村長。

村長（萩原達雄君）先ほども申し上げました。条例化についてもただいま課長申し上げましたそういった調査等々を踏まえて条例化についても段階的に検討してまいりたいとこのように考えております。

議長（細川運一君）佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君）空き家バンクはまだ検討されていないということなんですが、いずれ検討中なんですか。まずそこから。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）今年度空き家のデータベース等々を作成した上で、当然空き家バンクも必要になってくるんだろうな。移住定住の関係、特定空き家以外の部分、利活用が十分できるような部分については移住定住の部分もありますので、そういった部分でも当然空き家バンクを制定、要綱というんでしようか、そういったのも制定、もしくはホームページにも載せるような形でやっていきたいとは思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） この空き家バンクもいろいろ自治体でやっているようですけれども、その自治体によって手法内容がいろいろと違ってくると思いますけれども、大衡村独自の空き家バンクについてきちんと進めていただきたいと思います。これもまずバンクをつくる前に空き家の調査が早急に進めさせていただきたいなと思います。

大衡村においても近い将来空き家がふえるということで、高い確率で予想されておりますけれども、昨日同僚議員、後ろにいる小川議員、一般質問で独居世帯について主導権は行政にあるのか地域にあるのかといういろいろ議論されていましたけれども、空き家対策も行政が一方的にやるのではなく、地域住民の協力、そういったものもいただきながら一体となった対策、あるいは民間機関との連携を図って空き家を活用したそういう視野も入れてそういう対策も必要だなと思いますが、その後押しするのが行政だと私は思いますけれども、最後に村長のお考えを聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 空き家対策、そしてその空き家活用による移住定住促進、そういうものをぜひやればいいなと思っています。実は、去年とことしと2年続けて島根県、鳥取県に行く機会がございました。その際に、空き家に首都圏あるいは大阪圏から若者を呼ぶというんですか、そういう組織があるんだそうであります。組織といいますかそれに加盟していて、そしてその空き家それを農地ごと、その空き家で今までに住んでいた方が所有していた農地ごと移住していただいて農業もしていただくというそういう募集をしましたところ、応募が大分あったということありました。そういう手法で大衡村などもやればいいなと思って帰ってまいりましたので、そういうことも含めて移住定住も含めてそういう農業も振興も含めて総合的に空き家の対策といいますか活用といいますか、そういうものが図られればいいなとは思っているところであります。以上であります。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を1時20分といたします。

午後00時15分 休憩

---

午後 1時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順7番、佐々木春樹君。登壇願います。

[4番 佐々木春樹君 登壇]

4番（佐々木春樹君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

件名は中心市街地整備計画は進んでいるのかという題で、一問一答で質問を通告しています。

平成28年の6月議会でもこのことについて村長といろいろお話しさせていただきました。その際に村長は住民とともにつくっていくという答えをしております。その中でいろいろありましたけれども、宅地造成の事業が進まないと次には進めないとという話もございましたが、ときわ台南団地の完了も終わり、完了して販売もほぼ終わっているという中で次の一手をどのように村は考えているのかお伺いするものであります。

まず1点目は、中心市街地の進捗状況であります。これは随分前から議論はされているところですけれども、26年3月時点で仙塩広域の編入に際して時期が4年に1度しかないというお話でしたけれども、ことしあたりがその再編成の時期だったのではないかなどと思うんですが、その結果も一緒に伺っていきたい。また、その状況、なかなか前には進んでいないんですけども状況、進捗の状況、また変更等あるのか質問しております。

2点目は、地区計画です。地区計画も一体的に開発計画をつくって誘導、拡大を図っていかなければならぬというところで、民間の相談がどのくらいあって地区内整備計画、具体的な動き、どういったものがあるのか通告しております。

3番目は、村道の新設に関して検討がなされているものなのどうなのかということであります。中心市街地や地区計画の区域も見直しをかけたり、また現状の交通事情の中で村内で新しく道路をつくるであるとか、計画がある、また拡幅するという村自体の計画があるものなの伺うものです。

4点目として、大衡仙台線の状況について伺います。村では村長先頭になって働きかけを行っていると思うんですけども、宮床の工区、昨日の小川議員の質問の中でも出ていましたけれども、2年ほどおくれるということでしたが、そういう状況の中で村としての働きかけ、動き方、どのような取り組みになるものなの伺うものです。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 佐々木春樹議員の一般質問にお答えをいたします。

中心市街地の整備計画は進んでいるかとのご質問であります。まずその1点目の中心市街地整備計画の進捗状況でありますが、村では住民の生活利便性の向上と定住人口の増

加を見据えた本村の魅力向上のため、商業施設や医療施設等の生活利便施設が集積した新たな拠点の整備を進めるため、中心市街地整備基本計画を平成26年3月に作成しております。いろいろと小川宗寿議員の質問とも重複した答弁になろうかと思いますけれども、よろしくご理解をいただきたいと思います。

その計画を26年3月に作成しております。この計画では、コンパクトで利便性の高い立地条件を考慮し役場周辺の国道4号沿線を候補地としており、計画区域の市街化を図るべく県と協議を進めてまいりましたが、具体的かつ確実な事業実施が見込めない状況にあることなどから市街化編入は見送られており、そのほかの課題解決も含めて現時点では今後を見通せない状況にあります。これまでの協議経過を踏まえると、現在の事業計画のとおり進めることは大変困難な状況なのかなとこんなふうに認識をしておるところであります。それを含めて計画の見直しなども検討していく必要があるものと考えております。

次に、2点目の地区計画は開発計画をどのように誘導し拡大を図っていくのかとの質問ですが、村では地区の特性に応じたまちづくりを進めるため平成21年8月に地区計画を定めておりますが、この地区計画区域のうち、ときわ台地区計画についてはご承知のとおりときわ台南住宅団地が早々に完売した状況となっております。また、五反田亀岡地区計画におきましても民間事業者による住宅団地開発や賃貸住宅開発など多数実績があり、未利用地が残りわずかな状況となっております。このことを受け村では五反田亀岡地区計画内にある1段の未利用地部分の整備計画区域拡大を図るため、これまで県と協議を進めており、おおむね整備計画区域の拡大の見通しがついてきたことから、今後は具体的計画案を策定し関係者への説明を行っていきたいと考えております。

次に、民間の相談はどのぐらいあり具体的な動きはあるのかとの質問ですが、民間業者や個人の方々から次の宅地開発はないのかとのお問い合わせは多数いただいておりますが、みずから開発を行うための具体的な相談については少ない状況にあります。まとまった開発を進める前提として整備計画区域の拡大が必須となることから、まずは整備計画区域の拡大のための手続を進め、そして意欲ある民間事業者の誘導を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の村道の新設は検討されたのかとの質問ですが、先ほど答えしたとおり、具体的計画案については今後整備計画区域拡大を図っていく中で計画していくこととしておりますので、その中で新設の村道も検討することになります。また、あわせて関係者への説明も必要となりますので、その際に意見等を聴取し計画策定の参考とさせて

いただきたいと考えております。

次に、4点目の大衡仙台線の現状と村のかかわりはとのご質問であります。県道大衡仙台線の整備促進につきましては、富谷市と大和町、大衡村の3市町村長と議会議長で組織する県道大衡仙台線建設促進協力会、会長は大衡であります。この中で要望活動を行っております。事業主体である県に早期全線完成に向けて強く要望を行っております。県道大衡仙台線については現在宮床工区を工事中で、当初は平成30年度中の完成に向け整備が進められていましたが、ことし5月の総会では用地の関係で工期は平成32年度にずれ込む見込みであるという説明があったことから、今年度の要望活動は例年より時期を早め、8月6日に要望活動を実施しております。また、今年度からは仙台北部中核工業団地内の企業連絡協議会、大栄会です、と大和リサーチパーク企業連絡会、栄和会、にも協力を求め、行政のみならず立地企業と一緒に整備の必要性を強く訴えるなどしてこれまで以上に強力に要望活動を展開しております。村ではまちづくりを進める上でも当該路線は重要な交通インフラであると考えておりますので、今後とも機会を捉え早期全線完成に向け強く要望をしてまいりたいとこのように考える次第であります。

以上、答弁といたします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 中心市街地ですけれども、仙塩広域の見直しをする時期、それはいつだったのか。まずお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 仙塩広域都市計画の定期見直しが今年度。課長、誰だ。今年度だよな。今年度にもう決定しましたね。今年度に決定したわけありますが、その見直しでの市街化編入に向けて調整してまいったところであります。が、しかし、その中で事業化のめどが調っていないことや農振地域内の農地であったり、そして40ヘクタールという広大な開発事業でありましてこの実現性に県から若干実現性が担保されていないのではないかという疑念といいますかクエスチョンマークをつけられて市街化編入は見送られているということであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 市街化編入の検討時期、たしか4年に1度ぐらいのペースで、震災もあっておくれていたということもあったと思うんですけれども、前回の編入の際はまだまだときわ台地区、五反田亀岡地区の開発もまだなのに中心市街地はどうなんだ这样一个

で、まずそちらをというところが2期ぐらい前ですか、そういう話があって、前回は編入はできなかった分ときわ台南の区域を広げて今のときわ台南団地ができたものだと思います。先ほどの答弁の中で具体的に実現が見込めない状況、地域的にも大きいし農振地域も入っているということでしたけれども、当時からその辺のお話もあったんですが、まず広さの関係、また今の開発状況の関係、農政関係のことでどういったことが話され実現不可能なのか、その辺もう少し詳しくお聞かせ願えればと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　今中心市街化基本計画を26年3月に策定をして、そこからスタート、現実的にスタートはしたわけでありますが、4号線を挟んで広大といつても幾らで広大なのだと言えばいろいろあるんだろうと思いますが、40ヘクタールという大規模な大衡村にとっては大規模なその面積の中で農地を占める割合が大部分あるということの中で実現性、そしてまた地権者、関係者、そういった方々の説明等々やらそういったものを踏まえて勘案した場合に、まだまだその辺が不透明なところがあるということでの市街化区域編入は見送られたというのは先ほど申し上げたとおりでありますが、さらには中心市街化区域の予定地を通る大衡仙台線、これを今先ほど申し上げましたように宮床まで来ているわけでありますけれども、それが市街化の区域を今回編入を見送られた場合といいますか見送られているわけですから、私は今度は大衡から大衡仙台線を着工してできればそこから少しづつでも三、四ヘクタールぐらいずつの沿線を整備しながら本来の中心市街化区域を拡大して、中心市街化の計画区域に近づけていくように広げていくのも一つの手ではないのかなと考えました。そして、さらにはその前に地区計画の中で五反田亀岡、あるいはいろいろ隣接するそういったところに住宅建設の用地を今後求めていく、民活を利用したそういったことを今後やろうという考えをしているところであります。

議長（細川運一君）　　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）　　26年3月に計画ができまして、議会でも予想図のような計画図のようなものはご提示いただいています。そのものを地域、地権者なり住民の皆さんにどの程度浸透しているものなのか。そのことについての説明など、どのくらい行われているのか伺います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　地権者の説明会は26年5月29日に開催したわけであります。対象の地権者が34名ということでやっているところでありますが、その折にはアンケートなどもとって

おります。地権者34名中24名がご回答されたということですが、回答率が73%ということで、その中の皆さんのご意見は都市基盤整備が必要であると答えた方が14名で41%でありました。わからない・判断できない、あるいは現状でよいという方も大体30%でありまして、合わせて30%で、未回答が10名いましたので29%ということあります。その開発が必要ですよという賛意を示した方が41%いたということあります。そうしたことでも、一応はその当時の数字的なものはそういうことありました。そこで、主なその課題というものがどういうことがあるのかなといった場合に、農業振興地域、農用地の除外が可能であるのかどうかという問題、あるいは都市計画の市街化編入が可能なのかということで、これは県の方針に従わなければならぬということで先ほどそれがだめだったということに、今結果的にはなっているところであります。そういったことで、しかしながら、今後もそれを断念するというわけではなく、一応継続しながら大衡仙台線の完成の動向を見きわめながら小規模ながら広げていくという方策もありなのかなということで今考えているところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 地域の説明会、アンケートもとっているということですけれども、あれからほぼ4年経過している中で計画が立案されての説明、その後状況変化の中での説明、住民に理解をいただくということが足りないのかなと感じています。県で村の動きが見えない、だから編入できないんだよ、村では県で認めてもらえないから進めないんだよではいつまでも堂々めぐりで進まないのか。逆に、地権者の方、また村の考え方としてこういった方向に進みたいんだというのを打ち出して皆さんから理解を得て、それこそ早く中心部が必要なんだというところを示して仙塩広域などでも村の考え方を示せればまた違うのかなと感じます。大衡仙台線の話も出たからですけれども、それもその地区が絡んでいるし、当然そこ農振の用地になっているはずなので、その辺の理解も早くいただかないとそうでなくとも宮床の工区がもうすぐできるのかなと思っていたら、あと2年できないんだということはここまで来るのにあと何年かかるんだという話になるんだろうなと思うんです。であれば、先ほど村長言ったとおり、こちらからつくっていくという考え方でいくのも、進めていけるようにするにも地権者の理解、村民の合意というんですか、村の示している部分はこういうまちづくりなんですよというのの理解をもっと深めていただいて、実現していただければなと思うんですけども、そういった取り組みについてどのようにお考えか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　中心市街化地域の整備、市街化に編入、今回見送られたということあります。見送られたといつても、それが永久的に見送られてそのままということではございませんので、今後も5年ごとの見直しに際してそういったことが整合性うまくつけて、認められるようなそんな環境になってくれればいいのかなと思っているところであります。決して諦めたわけでも何でもありません。その間に住宅、今ときわ台南が瞬く間に完売したということあります。この機はまだ冷めておらないと私はこのなりの感覚を持っておりますから、それにかわるといいますかその第二弾として五反田亀岡ですかね、そういったところをまずもって整備していかなければならぬのかなと思っています。それとあわせて、今現在市街化区域でありますから海老沢地区についても早速といいますかそういったふうに進展していくべきなとも思っているところであります。いざれにしてもこれは民地でありますから地権者の皆さん方の合意形成がなければ到底できないことがあります。そういったことで、粘り強くそういった海老沢については勉強会なども開いております。そして、五反田地区においてはいろいろとお話を伺っているところでありますから、新しい五反田地区になりますと約ときわ台南と同じぐらいの規模の団地が造成可能だという形のようありますので、そこにどのような絵を描くか、そしてどのような手法で持っていくかというものを含めながら今検討している真っ最中でございますので、ご理解をお願いしたいなと思います。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）　トータル的に同じ話だからあちこち行くかと思うんですけども、地区計画のほうはまだ言っていたなかったんですけども。地区計画の話では五反田亀岡の地区計画区域定められておりますけれども、答弁の中にまず拡大をしていくというご答弁ありますけれども、その拡大というのは区域内の白地になっているところをきちんと色づけをするという意味なのか、もしくはその区域が広がるものなのか。その辺どちらなのかお伺いします。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　その地区計画の区域内に色づけしていくのが一つと、さらにそのエリアを拡大していく可能性を模索しておりますので、その辺も含めると2カ所といいますか沿った形になるのかなと思います。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 答弁の中に未利用地が残りわずかな状況と言っているということは、地区計画内の沿線の商業地とあと住宅用地というところで色づけをしているところ以外の、色づけしているところは確かに残りわずかなんです。まだ色づけしていないところはまだまだあるので、まずそこを拡大するのか。答弁の中に今後具体的計画案を策定して関係者へ説明するとなっているということは、ある程度そこに色がついたものなのか、その色以外に区域を中心市街地に編入できなかった分、ある程度五反田から四反田という平野になっている部分を含めて区域内にしても区域を広げてもいいですよという話があったものなのか。その辺の状況をもう一度お願いしたい。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その辺の詳細について後藤課長から説明をさせますけれども、まずもって中心市街、都市、地区計画、地区計画区域については今まで色のついていないところを色づけしていくということでありまして、そして、それからそのほかにさらにそこをそのエリアを拡大していくというこの2つの手法でもってできないかどうかを県と今協議している最中でありますので、あとその辺についてはその内容については課長から答弁させます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 先ほど議員からお話をありましたとおり、それに村長答弁させていただきましたとおり、2つの拡大についてご質問ありましてご回答を村長答弁した状況になっておりますが、1つが現在の五反田亀岡地区計画内にまだ整備計画区域に入っていないところ、先ほど色づけというお話の表現のところになりますけれども、まだ色づけされていない整備計画区域に入っていないところについてまず拡大を図るというのが1点と、さらに現在の五反田亀岡地区計画のエリアをさらに拡大する部分についても今模索中、検討中ということで、両面の部分で県と協議を進めておりまして、整備計画の拡大の部分につきましては先ほど村長の答弁のとおりおおむね県の了解が得られるような感触をつかんでおりますので、進めていきたいという形で今準備作業中でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 五反田の地区内でときわ台の販売に間に合わなかった方、漏れた方、あと時期を逃した方で五反田に住んでいる若い夫婦の方々が大衡に住みたいんだけれどもどこか家建てられるところないですかねという話はとても聞きます。特に、できればこの五反田にこのままいたいんですよねということでお話ありますし、地区計画のこともそうや

って求めている方なので頭に入っているようで、いつそういったことがなるんだということも相談されることが多いので、ぜひこれは進めていただきたいと思いますし、答弁の中ではおおむね見通しがついているということですので、その計画がその内容はここではなかなか話せないとは思うんですけども、地区内でいろいろ整備していただきたいところまだまだあります。衡中北では分館の建設を進められるようになりますて、それに伴って人の動き方とか道路等もいろいろ整備していかなければならない部分もあるんだろうなという中で、北1号棟の脇の道路、457に接するところには信号はつきましたけれども歩道はないんですね。でも、あそこは便利なので子供たちは通る。そういったところもいろいろ考えた中でのその計画を出していくんだろうなというところで、ある程度県とのめどがついたときに住民との話し合いを持つというご答弁なされているので、そういったことをふやしていただいていろいろな要望、いろいろなことを入れられることは入れてというところで区域内の絵を描いていただければな、示していただければなと思うんですけども、その辺の取り組みについて村長、お願いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほど申し上げましたのは、実施のめどがついたと言ったんですか、私。実施のめどがついたと。そういう問題ではなく、それは県と協議した、今している最中であって、さらには県と協議したからといってすぐできるものでもない。それはなぜかというと、そこは民有地であります。所有者の方々とのお話が必要であるということあります。今私どもが県と相談しているのはこういうところにこういうものを計画してはどうなんでしょうかねということを県と協議をしているという段階であります。したがいまして、県からそれはいいでしょうと、おおむね大丈夫でしょうという話をもらえるような感触があるということでありまして、その辺ちょっと誤解しないでください。そして、さらには今度そこから土地をお持ちの地主の方々、議員も含めてなのかどうかわかりませんけれども、そういった形でそうした方々とのお話も丁寧に進めていかなければそれが即できるというものでもないということはまずもって理解をしていただければと思います。

議長（細川運一君）　　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君）　　わかりました。答弁の中におおむね整備計画区域の拡大は見通しがついたとなっていますし、言っていますので、その拡大というのは色が色づけできる拡大なんですか、地域そのものが広がるんですかというところで両面で検討しているというお話ですので、そういった計画でここにこの区域内には高層住宅というのは全然ないんですね。

それは北1、北2とかそういう村営の住宅もございますし、そういったところの計画はなかったんだろうと思いますし、そこは許可出ないんだなというふうには感じていますけれども、そういったところでこういうまちづくりをするということを示していただいて、地権者の理解をいただく、そういう説明会をいただくというところは進めていかなければならぬとは私もわかっていますので、そういった中で大きな計画図ができると進めていく際に、例えばあそこでも国道の西側と東側で一体ということはないので、こちら側はこちら側、こちら側はこちら側で開発が進んでいたり、また業者がそこで開発させてほしいという業者が来れば一体的にするといったときに、真ん中に国道があるのは多分そういうのはないのかなと思うので、その分四反田のほうに延びるとか広がるとかそうしたところも構想的にあるのかなと感じてお伺いしていました。

その計画区域内で私たち常任委員会でみやき町というところに行ってきたんですけれども、そこではPFI方式による民間投資のマンション経営、そういったことも行われています。そういったこともぜひ視野に入れてこの区域内の開発取り組んでいただきたいと思いますが、その辺はいかがですか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　PFI、企業の提案型の施設運営、これは一時といいますか今から10何年ぐらい前ですか、全国的にそういったPFIの導入、そういったものが盛んに検討された時期があったようあります。今でもそれは当然あるわけでありますが、大衡としてそういった手法を取り入れられるかどうかも含めながら検討はしなければならないということは当然だと思っております。この五反田の市街、要するに地区計画を示しながらいろいろな企業というのもおかしいんですが、コンサルなり何なりに投げかけをして実施主体となるそういった方々が手を挙げてくれないのかなということでそういうことをやっていますが、まだ私がやりますみたいな人は今あらわれていないのが現状であります、ぜひともっともっと広めていただいて我々のPRが足りないのかもしれませんので、そういったことをやっていろいろなそういった事業者にPFI、あるいはプロポーザルなりで参入していただけるようなそんな状況になればいいなと思っているわけでありますが、ただ、そういう待つの姿勢でいるのも一つの手もありますけれども、村として、村がときわ台南のように村が主体となってやる方法も、これも100%捨て去るものではありませんので、そういった余地もないとは言えないということをぜひご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 3番目の村道の新設を検討されているのかというところで、当然表題が中心市街地計画ということなのでその辺の答弁になるのかなとは思うんですけども、そこだけではなく、村全体を見据えた中でそういう動き、計画などあるのか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当然、地区計画の中での住宅団地を造成するに当たっては村として当然団地内に道路が必要になってきますので、それはそれとして村としてはインフラ整備を兼ねて新しい道路ももちろん出てくるんだろうと思いますし、さらには消防署前から上つていって丁字路になっているあの辺の解消、丁字路ではなく十字路にするという解消ですかね、そういうしたものも視野に入れながらやっていければいいなと思っています。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 中心地というかこの辺はそうやっていろいろ構想というんですか、想像できるようになってきたかなと思うんですけども、役場周辺外の今交通量がふえているであるとかちょっと不便なんだというところで村として新しく何か考えている道路などはあるのか。なければないでいいんですけども、ここだけのことではなくて村全体としてもう少し便利にするために何か計画をしているインフラ整備等のものがあるものなのかなどうなのかというところをお伺いしています。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 村の村道については整備率がかなり高いと私は認識しております。何%とか数字では申し上げられませんが、そういうことで高いと認識しています。ほとんどの地区についての道路網についてはおおむね道路網は太さは別として完備されているものと認識しています。さらに今太さと言いましたけれども、道路網の幅員、ですから道路の改良、そういうものはこれからも継続的にいろいろなところでやっていかなければならぬのかなと思っていますが、定住促進、あるいは定住のためのというのであれば万葉ヒルズという住宅、20戸ほどの住宅ありますけれども、あそこが袋小路になっているというご指摘もいただいております。あそこを村道に、東側の村道に抜けるような方策ができるないものかなということは頭の中にはあります。しかし、これもお住まいになっている住民の方々の合意、これも取りつけなければなりません。一説によると、区長にも私お願ひしているんです。意向を調査していただけませんかといった場合に、確かにあそこは袋小路になっているけれどもあれでいいんだという方々もおられるんだということなんですね。ですから、なぜかというと通り抜けになるといろいろな車が入ってきてかえって嫌な

んだという住民の方もおられるようです。また半面、やはり通り抜けできるようにしてほしいという住民の方もおられます。そこでその辺まだ区長からも確とした返答的なものをおいただいておりませんので、ただ、するとすれば、新しくするとすればそういうところかななどと私なりには思っているところであります。

議長（細川運一君） これで一般質問を終わります。

---

日程第3 同意第2号 大衡村教育委員会教育長の任命について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第2号、大衡村教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

議会事務局（高橋吉輝君） 同意第2号、大衡村教育委員会教育長の任命について。

本村教育委員会教育長を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住 所 大衡村大衡字大童53番地

氏 名 庄子明宏

生年月日 昭和29年10月16日

平成30年9月4日提出

大衡村長 萩原達雄

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） ここで提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 同意第2号、教育長の任命についてご説明を申し上げます。

本村教育長であります庄子明宏教育長が今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き庄子明宏氏を教育長として任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

庄子明宏氏は昭和29年10月16日生まれの63歳であります。平成26年4月から教育長に就任して以来、長年にわたる学校教育の経験をもとに教育行政全般に対し並々ならぬ熱意を注がれ、日夜邁進されております。温厚誠実で信望も高く、学校長の経験者であります。本村の教育長に最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますよ

うにお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより同意第2号、教育長の任命についてを採決をいたします。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票により行います。

議場の出入り口を締めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に11番山路澄雄君、12番佐々木金彌君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため、申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否と見なします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）投票の配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。11番山路澄雄君、12番佐々木金彌君、開票の立ち合いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効票 10票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 10票

反対票 0票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、庄子明宏君の大衡村教育委員会教育長の任命について同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

---

日程第4 同意第3号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第4、同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題  
といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

議会事務局（高橋吉輝君） 同意第3号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。

住 所 大衡村大衡字五反田2番地2

氏 名 渡邊 勇

生年月日 昭和25年1月17日

平成30年9月4日提出

大衡村長 萩原達雄

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

[村長 萩原達雄君 登壇]

村長（萩原達雄君） 同意第3号、教育委員の任命についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員を務めておられます渡邊 勇氏が今月30日をもって任期満了となりますので、引き続き渡邊 勇氏を教育委員として任命いたしたくご同意をお願いするものであります。

渡邊 勇氏は昭和25年1月17日生まれの68歳であります。平成24年10月から教育委員に就任して以来、本村の学校教育はもちろんのこと社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興発展にご尽力をいただいております。温厚誠実で、信望も高く、6年間にわたる教育行政の実績と経験を踏まえ本村教育委員の最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようにお願いを申し上げて提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件ですので、質疑・討論を行わず直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。これより同意第3号、教育委員の任命についてを採決いたします。

この採決は会議規則第82条の規定により無記名投票により行います。

会場の出入り口を締めます。

[議場閉鎖]

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番小川ひろみ君、1番石川 敏君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

議長（細川運一君） 投票用紙の配付漏れありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れないと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。13番小川ひろみ君、1番石川 敏君、開票の立ち合いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効票 10票

無効票 0

有効票のうち

賛成 9票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、渡邊 勇君の大衡村教育委員会教育委員の任命について同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を2時45分といたします。

午後 2時34分 休 憩

---

午後 2時45分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 議案第50号 大衡村企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第50号、企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それでは、議案書6ページをごらんいただきたいと思います。

議案第50号別紙大衡村企業立地促進条例の一部を改正する条例でございます。改正の内

容につきましては、新旧対照表にてご説明させていただきますので、新旧対照表の2ページをお開き願います。

条例の第11条におきまして、奨励金の交付決定の取り消し等についての規定がございますが、この第11条第1項第2号に操業開始の日から5年以内にその操業を休止し、または廃止したときの次に「ただし、生産準備のための計画による休止を除く」とただし書きを追加するものでございます。これにつきましては、廃止または廃止を前提としたしました休止等、こういったものにつきましては現行どおり取り消しの対象とするものでございますが、新製品生産等に向けましてその準備のために計画的に休止する、こういった場合につきましては継続して奨励金の交付対象とするという改正を行うものでございます。

なお、条例改正にあわせまして規則のほうも改正いたしまして、生産準備計画による場合の休止、再開の規定等を新たに規定をいたしまして、9条を新たに追加いたしまして様式、そういったものの様式関係の手続関係、そういったものの規定も追加で改正することとしてございます。

別紙のほうに戻っていただきまして、附則ですけれども、この条例につきましては交付の日から施行するというものでございます。説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） お尋ねをいたします。この立地奨励金でありますが、この話題は私たち議員の中からというよりも私もその一人ですが、元従業員の方から会社自体の運営内容を情報を得て執行部側でそういう情報を周知していたのかという話をやりとりをしていましたやさしく新聞報道がされました。委員会の中では当初からこういう計画があったという内容なんですが、ここで1点お尋ねしておきたいんですが、今回の企業とされた会社で操業停止、あるいは生産準備の計画変更というのは口頭であったのか、あるいは書面等でしっかり残されるものであったのかお尋ねしておきたいと思います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） もともと口頭でのこういった生産の準備に入っていくので一時的に休止をしますよというお話でございます。それですので、今回条例の改正とあわせまして規則を改正するというお話を先ほどさせていただきましたが、その辺の具体的な計画等、こういったものも添付をしていただいて、その計画を村長が承認するという形でその延期を認めるという手続に今回改正をさせていただこうと思ってございます。それを受け

まして、その計画どおりに、今の計画では来年、2019年中に再開というお話を受けてございますので、規則の内容では1年度延長するという形で改正を予定してございますので、2020年3月いっぱいまで、そこまでにそういった再開をするということであれば今の奨励金の対象を1年度、1年間延長して対象にするという改正の内容となってございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 補足説明ということで期限まで説明いただきましたが、1年ということで。企業というのは若干生産性なり、あるいは今ですと人事体制なりで生産ラインの想定外のイレギュラーの内容が起きるというのも想定されますので、もうもうその辺を網羅した内容をせっかくこのように条例を変える、あるいはこの立地奨励金の金額も当時設定した折は隣近所で2億円であれば大衡は3億円まで頑張るかというような設定の過程もあつたはずだと記憶しておりますので、ぜひ後で直すではなく、この機会にしっかりその辺のしかるべき文書、あるいは最大限1年というものを越えた場合のイレギュラー的な扱いの部分もしっかり検討していただきたいと思いますが、その辺をお尋ねして終わります。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 延長の期間につきましては、通常製造業という形で営業するわけでございますので、そういった企業活動ということでございますから余り長い期間を休むということは想定されないんですけれども、地震とかそういった災害、そういった不可抗力、そういったものについては別という形で考えてございますので、まずは1年度に限り延長できるという形をとりますけれども、この年度の考え方は村の会計年度ということでございまして、31年度中に再開するということであれば対象になるということでございまから実質1年半、2年近くその辺の準備期間をとることが可能だという形でご理解をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 私も同じような質問になるかもしれませんけれども、今回この条文、ただし書きの部分をつけ加えるようですがれども、11条につきましては奨励金の交付決定の取り消しの条文です。そこで、1項の2号「ただし、生産準備のための計画による休止を除く」ということは、取り消しの対象外ですよという意味合いですよね、除くという部分は。ですので、ある特定の企業のことを想定だと思うんですけれども、今現在休業中ですよね。ですので、単純にこの文書からいくと生産準備のための今計画によっての休業は交

付取り消しの対象から除きますよという解釈なんですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 生産準備のためという形で限定をさせていただいているのは、製造業という形を想定してございます。それ以外に倉庫業であるとかそういったものについての奨励部分もございますけれども、まずは生産準備で休業が必要になるというのは生産準備に限られるという認識でございまして、そういった場合についての取り消しのところを除外するという規定を設けるというものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 私解釈するのは、改めてこういう事項を入れなくてもいいのではないかなど感ずるんですよね、逆に。生産準備のための計画のために今休んでいるよという部分は交付決定の取り消しの対象外ですよということですね。交付できますよという捉え方でないんですか。そういう意味合いで。違うんでしょうかね。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） このただし書きを追加しないと、まず一律に休止した場合について、5年以内に休止している場合について対象から除かれてしまうという形になってしましますので、そういうことにならないんですよということをただし書きで明確にするという意味合いで今回ただし書きの追加を行ったというものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） わかりました。その前の文言が5年以内にということ入っていますから、その続きということの解釈のようですがけれども、何となくちょっと言葉としては理解するのちょっと逆の意味にとられかねないなという感じがしたものですからそうお聞きしました。

あわせて、施行規則のほうも改正することのようですがけれども、規則のほうでも具体的に交付の方法、規定されていますよね、第4条で。ここの文言でも各初年度から5年度までの交付する計画なっていますが、ここの文言の中でただし3年度以降については立地した工場等が操業している場合に限り交付することができると文言なっていますよね。ですから、これも逆に今のままで支障が出る可能性があるのではないんでしょうかね。この部分も改正か何かしないと3年以降については操業している場合に限って交付しますよという条文になっていますので、この辺の考えはどうですか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 条例の改正の説明でしたのでそこまで詳しくご説明しませんでし  
たけれども、議員おっしゃるとおり、規則のほうの第4条、この部分について改正が必要  
といいますかなりますので、第4条に第2項として新たにここは条文を追加する予定とし  
てございます。中身につきましては、前項の規定にかかわらず、これが4条の第1項なの  
で先ほど議員がおっしゃったところの部分になるんですけれども、前項の規定にかかわら  
ず交付年度の途中において事業者の生産準備のための計画により操業を休止した場合にお  
いては操業を開始した際に1年度に限り延長して奨励金を交付することができるという文  
言をこちらのほうでも追加をいたしまして、その辺の整合性は確保するということでござ  
ります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案とおり可決されました。

本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

大変お疲れ様でございました。

散会をいたします。

午後2時58分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員